

議案第13号

債権の放棄について（契約管財局関係）

次のとおり債権を放棄する。

- 1 債 務 者 大阪市平野区加美鞍作3丁目8番22号 太平マンション1号館501号（判明している最後の住所）
関根 敏男
大阪市港区八幡屋1丁目16番5号（判明している最後の住所）
関根 お志づ
- 2 債 権 の 内 容 大阪市港区八幡屋1丁目16番1の土地（以下「本件土地」という。）に係る3の表の債権の内容欄に掲げる債権
- 3 放棄する債権の額 下記の表の債権の額欄に掲げる金額の合計金12,634,904円及び同表1の項に掲げる債権の額に対する延滞損害金

	債権の内容	債権の額
1	本件土地の賃貸借契約に基づく賃料債権	金7,401,458円
2	本件土地の賃貸借契約に基づく賃料のうち期限を徒過して支払われたものに対する延滞損害金に係る債権	金34,100円
3	本件土地の不法占有による損害金に係る債権	金2,164,766円
4	本件土地の原状回復に要した費用に係る債権	金3,034,580円

- 4 放 棄 の 理 由 債務者らが死亡し法定相続人が存在せず、当該債権の弁済を受けることができる見込みがないため

令和7年2月7日提出

大阪市長 横 山 英 幸

説 明

債務者らに対する土地の賃貸借契約に基づく賃料債権等を放棄するため、この案を提出する次第である。